

令和6年5月15日

特別養護老人ホーム「保谷苑」
入居者ご家族の皆様

社会福祉法人都心会「保谷苑」
苑長 青木 一恭

食べ物の持ち込みについて

日頃より、当法人の事業運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

保谷苑では、多摩小平保健所の指導のもと、食品における衛生管理を行っており、無許可での食べ物の持ち込みは禁止しています。

特別な理由がある方を除き「食べ物の持ち込み」については、下記の点についてお願いしておりますので、ご確認下さい。

記

×【持ち込み禁止のもの】

- 1 生鮮食品（刺身等生魚、生野菜、果物等）
- 2 手作りのもの（お惣菜、お菓子類、漬物等）
- 3 調理、カットが必要なもの

◎【持ち込みが可能なもの】

- 1 個包装されたお菓子
- 2 市販のケーキ、ゼリー、プリン等
- 3 市販の佃煮やお惣菜（未開封なものに限る）缶切り不要な缶詰
- 4 果物でも手で皮をむいてそのまま食べるもの（バナナ、みかん等）

△【その他注意事項】

- 1 果物以外は、必ず賞味期限、消費期限がわかるものでお願いします。
- 2 ご入居者様の体調等により、必ずしも持ち込まれた食べ物を全て召し上がれない場合もあります。余った食品は、苑で処分させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 3 市販の食品でも、消費期限が近いものは、お預かりできない場合もあります。
- 4 誤嚥などの事故や衛生管理上、ご入居者のお部屋に食品を置いて帰るのはご遠慮ください。
- 5 入居されている方の中には、飲み込みに支障がある方や食事制限、アレルギーがある方もおられます。他のご入居者に食品をお渡しにならないようお願い申し上げます。
- 6 面会時に持ち込んだ食品を召し上がる場合は、事前に職員が確認させていただきます。また、召し上がる場所については、1階の指定された場所で召し上がっていただきますので、電話での予約をお願いします。（事前予約なしの場合、召し上がれない場合もございます。）

以上

※ ご不明な点等ございましたら、相談員（新、谷内）までお問合せください。